

第 3 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

会 議 録

開 会 平成13年6月14日(木) 午後2時30分

閉 会 平成13年6月14日(木) 午後4時20分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第3回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録索引

事 件 番 号	会 議 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	会長あいさつ	1
	顧問あいさつ	1
協議第13号	条例、規則等の取扱いについて	2～5
協議第14号	地方税の取扱い(その1)について	5～10
協議第15号	一部事務組合等の取扱い(その1)について	10～12
協議第16号	広聴広報関係事業の取扱いについて	12～15
協議第17号	納税関係の取扱いについて	15～20
協議第18号	防災関係の取扱いについて	20～21
協議第19号	新市建設計画について(方針提案)	21～25
協議第20号	第4回合併協議会日程について	25
	第3回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併 協議会会議録署名	25
	その他	25～27
	閉 会	27

第3回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成13年6月14日(木)					
召集の場所	広島県大柿合同庁舎 401会議室					
開会日時及び宣告	平成13年6月14日(木)午後2時30分			議長	平口 武	
会議録署名委員	向井 忠			平岡 透		
委 員 出席 39名 欠席 2名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	平口 武		委員	山中 孝博	
	副会長	平木 重巳		委員	西中 克弘	
	副会長	大津 克彦		委員	竹内 成明	
	副会長	谷本 英一		委員	辻井 知明	
	委員	道口 昭信		委員	濱谷 一真	
	委員	伊藤 富美雄		委員	倉田 政子	
	委員	才野 久男		委員	丸上 達三	
	委員	牛尾 芳貞		委員	江口 昭三	
	委員	向井 忠		委員	梅比良 修	
	委員	中下 雅敏		委員	田中 達美	
	委員	上松 利枝		委員	平田 昌興	
	委員	橘 隆信		委員	佐々木 敏之	
	委員	津田 紘吏		委員	浜西 浩仁	
	委員	加藤 軍一		委員	万治 千代子	
	委員	鎌田 哲彰		委員	村上 浩司	
	委員	小西 俊明		委員	青木 早苗	
	委員	平岡 透		委員	澤 裕幸	
	委員	上空 雄二		委員	吉本 正	
	委員	丸新 マサ工		委員	林 岩雄	
	委員	木葉 登喜夫		委員	原田 繁一	
委員	川野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	面迫幸雄	/	オブザーバー	松井晃	
	顧問	河原実俊	/	オブザーバー	浜岡禮三	
	顧問	安井耕造	/			
	顧問	沖井修	/			
	顧問	廣津忠雄	/			
合併協議会 事務局	事務局長	出口泰弘	班員	横手幸三		
	事務局次長	藤川洋一	班員	島津慎二		
	班員	平井和則	班員	前田憲浩		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	峰崎竜昌				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 顧問あいさつ
- 4 議題
 - (1) 協議事項
 - (2) 会議録署名委員の指名
 - (3) その他
- 5 閉 会

会議の経過

土手班長	<p>皆様方には、本日は足元の悪い中またお忙しい中、会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻になりましたので、只今より第3回「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。本日の会議は、お手元の次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり、協議会会長であります平口武様にご挨拶をいただきたいと思います。平口会長よろしく申し上げます。</p>
平口会長	<p>どなたも、ご多用の中をこのようにたくさんお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。去る4月に法定協議会を立ち上げまして、早いもので、今日で既に3回目を迎える事になったわけでございます。その都度、熱心なご討議を賜っているわけでございます。本日も協議事項の13号から20号までご提案申し上げているところでございます。どうぞ、熱心な、真剣な討議を更に重ねていただきますように、お願い申し上げてご挨拶を終わりたいと存じます。大変ご苦労さまでございます。</p>
土手班長	<p>次に、顧問にご就任いただいております、広島県議会議員の沖井修様にご挨拶を頂戴いたします。</p> <p>それでは、沖井様よろしく申し上げます。</p>
沖井顧問	<p>皆さん今日は第3回目の合併協議会、このようにおそろいになられまして、誠にご苦労に存じます。これから、着々とこういう協議事項が上ってきますけれども、肝心な事は、町民の皆さんが、理解してくれることございまして、今日の協議事項を、それぞれの町に帰られましたら、ひとつ、ご報告なり、話し合いなりするようにされまして、ことに四町が相互理解と相互信頼の上になつて、今後進むことが非常に大事ではないかと思っています。今日お集まりの皆様方が核でございます。どうぞ、ご苦労ではございますけれども、ご尽力いただきますようお願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。本当にご苦労でございます。</p>
土手班長	<p>それでは早速協議に入りたいと思いますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めるということになっていきますので、これからの議事・進行は平口会長にお願い申し上げます。</p>

平口会長	<p>僭越でございますけれども、会議の進行を務めさせていただきたいと存じます。まず、協議第13号「条例、規則等の取扱いについて」を提案申し上げます。事務局より説明してください。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議事項1頁をお開き下さい。協議第13号「条例、規則等の取扱いについて」ご説明いたします。</p> <p>新設合併をいたしますと、現在の江田島町、能美町、沖美町、大柿町の四町が廃止されますので、それに伴いましてそれぞれの町で制定されております条例、規則等は効力を失います。従いまして、職務執行者は新市発足の日から事務事業を遂行するために必要な条例、規則を制定し施行する必要があるでございます。条例、規則等につきましては、行政事務の根本をなすものでございますので、現在、合併協議会において協議されておりますそれぞれの事務事業の調整方針によって、具体的な制定作業に入って、例規集として整備されるわけでございます。事前に新市発足時に必要となる条例、規則の選定と現在四町で施行されております条例、規則等のすべてについて分類をいたしまして、新市において主要な条例、規則の取扱いに遺漏のないよう調査、準備しておく必要があるでございます。別冊資料集1頁をご覧ください。条例・規則の比較表でございます。区分としては、上から下へ条例、規則、規程、要綱、その他、合計としています。また、左から右へ、江田島町、能美町、沖美町、大柿町としています。合計本数といたしましては、江田島町403本、能美町378本、沖美町350本、大柿町386本となっています。今回ご協議、ご確認をお願いいたしますのは、条例、規則等の調整方針でございます。条例、規則等の調整方針といたしましては、「4町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、4町ともに制定しているが内容に差異のあるもの、3町、2町、または1町のみ制定されているものについては事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。」と提案いたしております。</p> <p>以上で協議第13号「条例、規則等の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>以上、ご説明いただきましたが、ご意見あるいは質問事項等ございましたら、ご発言ください。</p>

<p>辻井委員</p>	<p>どうぞ、よろしゅうございますか。どうぞ。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>沖美町の辻井でございます。条例に差異のある条例はどのくらいあるのですか。どのようなものが、どのくらいあるのかで ていますか。</p> <p>現在、条例規則等の具体的な制定作業につきましては、これは、合併協議が整って各町議会の合併に関する議案が議決された後に開始される作業でございますが、しかしながら、事前に新市発足時に必要となる条例規則等のすべてについて分類をいたしまして、新市において主要な条例規則等の取扱いに遺漏がないように、調査準備をしておく必要がございます。現在、これらのすべてを同一の例規、類似した例規、独自の例規、廃止可能な例規の4つに分類の作業をいたしております。この取扱いを検討しております。ここで、申します同一の例規とは、四町に共通の例規でありまして、条文の中の町名が異なるといった程度のものでございます。また、類似した例規とはよく似た内容の例規であります。政策判断によって差異のあるものでございます。また、独自の例規とは3町、2町または1町のみで制定されているものでございます。廃止可能な例規とは、合併時に不要であると考えられる例規でございます。このように分類をいたしまして、更に、現在各専門部会においてその内容の精査を行っております。それぞれの例規について新市において制定する。また 町の例によって制定する。事務事業の調整方針のもとに制定するといった方向性によりまして、整理を進めてまいりたいと、今、思っているところでございます。先ほど説明しましたように、例規の本数が膨大でございます。条文については、今後、事務事業の調整方針等をふまえて検討していく必要がございますので、今回、ご協議、ご確認をお願いいたしておりますのは、条例規則等の整備方針にとどめさせていただきます。</p>
<p>辻井委員</p>	<p>分かりました。どうもありがとうございました。</p>
<p>平口会長</p>	<p>よろしゅうございましょうか。他にご意見ございませんか。</p>
<p>江口委員</p>	<p>今から、まとめていこうとするのを、ああいう表現をつかってはまずい。皆さん方の各町のご意見を承りながら、なんとかここで考えていきたいと。こういうようにしないと。もう、あ</p>

なた方がおっしゃる事に基づいてやっていくと言うとそこにご幣がでてくる。確か大勢の町のそして大勢の人達の意見を統一しようというのは、本当は無理だ。だから、無理なところもあるけれども、もうちょっと、そこを前に進んでいくのか、あるいは、総勢のご意見を承ってそれから決めていこうとするのか、そこらの見解をきちっとしておかれないと、後であればちょっと変だったという感じが起きないとも限らないから。

平 口 会 長

ご承知のとおりと思いますけれども、この協議会は地方自治法に基づいた特別地方公共団体とも言うべき性格をもった協議会でございます。各町から選任されました委員さん、皆様方によって合併協議会としてご提案申し上げた事項について、ご審議をいただくのでございます。これが、最終的には協定書となって、各町の議会で議決をいただいて正式に決定するわけでございます。その、前段行為と申しますか、そうしたものの審議でございますので、ご了承をいただきたいとこのように存じます。よろしく、お願いいたします。

江 口 委 員

今のような、あなたのような言い方をすると益々話が難しくなってくる。それは、それで結構だけれども、そうしたら一方通行だけで終わることになるわけだから。この協議会が決めたことは決めたのでいくので、言葉を飾って言わなくてもいい。これは、こうしますからとこれでいいわけだから。私は、無理にしなさいと言うのではない。語呂の表現の仕方もあるかもわからないけれども。同じ大柿町にいて、私が議長でこの人は町長なの。皆さん方もこれは、変だと思うかも分からないが、原点からの話を私は言っているの、反対しているのではない。そういう事を含めた上での話をしているので、決して、これをどうしてこうしてと言うのではなくて、前進させていくためには、やはり、皆さん方が、委員会の委員の皆さん、傍聴におられる方々それも含めて、また、一般町民の方々も各四町の、もっともだったなと聞かれるようにしておけばいい訳だから。私は、なにも変な気持ちで言っているわけではない。そこらを、どこか、説明の仕方にしても、考えながらやられた方がいいと思うが。こう言っているのだけど。何か反論でもあれば、言ってください。私が、言うから。また。

平 口 会 長

議事進行をいたしたいと存じます。

江口委員	そういうことでは、いかん。
平口会長	あなたの言われることは議題以外でないですか。
江口委員	議題ではないが議事に関連していることを言っている。
平口会長	この議案のとおりになっているので、よいではないでしょうか。
江口委員	あなたが、そういう解釈をしているのであれば、それでいい。今後、考えていくから。
平口会長	よろしく、お願いいたします。 協議事項第13号は、別にご意見ないようでございますが、これで、よろしゅうございますか。
	<異議なし>
平口会長	ありがとうございます。そのように、ご承認いただいたものと決めます。 次に、協議第14号「地方税の取扱い(その1)について」を事務局より説明してください。
出口事務局長	それでは、協議事項2頁をお開き下さい。協議第14号「地方税の取扱い(その1)について」ご説明いたします。 地方自治体は、地域に密着した教育、保健、上下水道、消防などの仕事を行うために地方税法や条例により、これらに必要な経費を税金という形で住民の方々にご負担をいただいております。ご承知のように、現行の地方税法では市町村が課することができる税といたしまして、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と入湯税などの目的税がございます。このうち税率が一定であり変更の余地のない税率によって、すべての市町村が課税しております市町村たばこ税等以外につきましては、課税する項目が異なっている場合や税目によって税率が異なる場合がございますので、その調整が必要となってまいります。以上のことを踏まえまして、総務企画部会で調整されました結果について、ご説明をさせていただきます。次頁の協議事項3頁をご覧ください。四町の比較表によりご説明いたします。この表の見方でございますが、区分の上から下へ税目、左

から右へ各町の現況、備考欄に賦課期日、税率、地方税法による準則等のコメントを掲載しております。まず、個人市民税でございますが、地方税法の規定によりまして、四町とも標準税率を採用しておりますので、相違点はなく問題はございません。個人市民税の均等割につきましては、地方税法に基づきまして、人口の区分により税率が定められております。四町の場合は新市になりましても人口が5万人未満ですので、年額2,000円で現行と変わりありません。納期につきましては、ご覧のとおり、四町まちまちでございます。固定資産税等の納期との関係もあり、同時期に納期が到来することにより、住民の皆さんにご負担とならないよう、配慮することが必要であると思えます。よって三町が同じ納付月であります、江田島町の納期を採用いたしまして、「個人市民税については、江田島町の例による。」と提案させていただきました。次に、法人市民税についてでございますが、四町とも法人税割の税率が標準税率の12.3%となっておりますので、現行どおりの標準税率と調整いたしております。次に、固定資産税でございますが、税率につきましては四町とも標準税率の1.4%を採用しておりますので、特に問題はございません。納期につきましては、四町で若干の差がございますが、個人市民税の納期との関係があり、四町の標準に近い沖美町の納期を採用し「固定資産税については沖美町の例による。」と提案させていただきました。次に、原動機付自転車、また軽四輪車等にかかる軽自動車税につきましては、四町とも標準課税を採用しており、納期も地方税法の規定に準じ、4月納期となっております問題は無いようでございます。税率が一定であり変更の余地のない、町たばこ税につきましても同様でございます。次に鉱産税でございますが、現在四町で課税実態はございません。続きまして、特別土地保有税についてご説明いたします。本税は投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税でございます、一定規模以上の土地を取得したり保有している方が納税義務者となります。この一定規模につきましては、地方税法第595条第2号の規定により、都市計画区域を有する市町村の区域については5,000㎡と定められており、現在江田島町と大柿町に都市計画区域がありますので、新市においては免税点は、5,000㎡未満となります。但し、地方税法施行令第5条の35の規定により、合併前に都市計画区域を有していなかった市町村については合併の日から起算して3年を経過する日までの間に限り、当該土地に係る面積については2分の1を乗じて得た面積とす

るというみなし規定がございまして、救済措置がとられております。これには能美町、沖美町が該当いたします。よって特別土地保有税については「江田島町・大柿町の例による。」とさせていただきます。次に、入湯税についてございますが、温泉に入浴した場合に入湯客1人1日について、地方税法の規定に基づき150円の税が課税されるというものでございます。この税は能美町のみが課税しており、課税対象となっているのは、能美海上ロッジ及びシーサイド温泉のうみでございます。入湯税につきましては、準則により調整をさせていただきます。最後に納期前納付報奨金について説明させていただきます。ご覧のように現在、月数、率、限度額について、四町ともまちまちでございます。なお、参考として広島県下の市町村の状況についてご説明いたします。86市町村の内、半数以上の市町村が算定率や限度額の引き下げ等を検討しており、行財政改革の実施に伴う報奨金交付の論議が必要となってきております。参考までに現在1%の算定率を採用しているのが30市町村、0.5%の算定率を採用しているのが27市町村、0.5%以下が18市町村あります。また、交付限度額については、限度額を設けていない市町村が34。10万円としている市町村が32。5万円としている市町村が18あります。現在の低利率の状況下では、算定率等の引き下げを検討せざるを得ないわけでございます。納期前納付報奨金については、個人市民税、固定資産税の前納前期の場合は12ヶ月、前納後期の場合は9ヶ月とする。率については江田島町、大柿町の例により100分の0.5とし、限度額については能美町、沖美町、大柿町の例により、10万円とすることで提案させていただきました。

それから、先ほど特別土地保有税の事で地方税法施行令第5条の35の規定と言いましたが、訂正をお願いいたします。地方税法施行令第54条の35の規定でございます。お詫びして訂正申し上げます。

以上で協議第14号「地方税の取扱い(その1)」の説明を終わります。

平 口 会 長

以上でございますが、皆さん方のご意見ご質問等をお願いいたします。
どうぞ。

津 田 委 員

特別土地保有税の能美町と沖美町が10,000㎡以下ということになっているのですが、これは、合併して3年まで云々

	<p>という説明があったのですが、もう少し分かりやすい説明をしていただきたいと思います。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>先ほども、ご説明いたしましたように特別土地保有税につきましては、地方税法第595条第2号の規定によりまして、新市になりますと、その新市中の大柿町と江田島町が都市計画区域がありますので、新市の全体が都市計画区域を有する市になるわけでございます。しかし、先ほど、説明いたしましたように、その中で能美町と沖美町については、地方税法の施行令第54条の35の規定によりまして、合併前に都市計画区域を有してなかった市町村ということになりますので、合併した日から3年間につきましては、元の10,000㎡が免税点になる。3年を過ぎましたら5,000㎡になるということでございます。</p>
<p>津田委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はいどうぞ。</p>
<p>道口委員</p>	<p>前納報奨金の事ですけれど、江田島町は報奨金の額が限度なしと現行制度ではなっている訳ですが、能美三町とも限度額10万円ということは、10万円を超えて該当される方がいるのでしょうか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>江田島町の場合、限度額がなしとなっているのですが、10万円を超えるものについては、今まで何年かに1回位はあったように聞いていますが、昨年はないと伺っております。能美三町につきましては、まだ、そこまで、調べておりませんので、また、調べまして報告させていただきます。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はいどうぞ。</p>
<p>辻井委員</p>	<p>まず、鉱山税の能美町と沖美町があるわけですが、これはどのような税になるのですか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>鉱山税の条例を能美町と沖美町が定めているということでございまして、実際、課税はないと聞いています。</p>
<p>辻井委員</p>	<p>はい。それから、たばこ税は2本立てになっているのではな</p>

<p>出口事務局長</p>	<p>いですか。1,000本で2,668円と低価格のたばこがございますよね。例えば、わかばとかゴールデンバットとか。6品目くらい低価格のたばこがあってそのたばこ税は低いのではないですか。そのようなのは、この四町には無いのですか。</p> <p>お答え申し上げます。おっしゃられるとおりでございます。たばこ1,000本あたり2,668円のたばこと、3級品たばこ1,000本あたり1,266円のたばこがございます。今、ここの表示には1,000本あたり2,668円となっておりますが、実際には両方のたばこがございます。両方のたばこを合わせて課税しております。</p>
<p>平口会長</p>	<p>その他、ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>道口委員</p>	<p>議案第14号の2頁ですけれど、括弧の4の納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱おうと、個人市民税の月数は、12ヶ月、9ヶ月とし固定資産税についても12ヶ月、9ヶ月となっておりますが、市に移行した場合は、納税通知書を出す日付は一致していると思います。従って、12ヶ月、9ヶ月はありえないと思うのですがいかがでしょうか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>お答えいたします。固定資産税と町県民税でございますが、前納前期といたしましては、固定資産税の場合は、5月の課税といたしますと、5月1日から5月16日までに納付された方につきましては、2期3期4期を前納した場合12ヶ月となります。それから、同じ固定資産税でございますが、5月17日から5月31日までに納付された方は2期3期4期を前納した場合で9ヶ月となります。以上でございます。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>道口委員</p>	<p>今の納税通知書を出す日付によって違ってくると思います。例えば、納期が31日までだと5月の15日以前に出した場合と16日以降に出した場合月数が違ってきます。新市において納税通知書はいつ出すことがきまれば、12ヶ月、9ヶ月はありえないと思うのですが。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>先ほど、ご説明しましたように固定資産税につきましては、</p>

	<p>沖美町の例によるということで説明させていただきました。この例をとりますと沖美町の場合は、固定資産税の納期が5月1日から31日までとなっております。それで先ほどご説明いたしましたように5月16日までに2期3期4期を前納した場合は12ヶ月ということになります。それから5月17日以降でございますが、2期3期4期を前納した場合は9ヶ月ということになりますので、納付書が5月16日より前にお手元に届くということになります。</p>
道 口 委 員	<p>わかりました。</p>
平 口 会 長	<p>その他、ございませんか。</p>
	<p><異議なし></p> <p>それでは、協議第14号につきましては、ご提案のとおり、ご承認いただいたものとして決したいと存じます。</p> <p>次に、協議第15号「一部事務組合等の取扱い(その1)について」を事務局より説明してください。</p>
出口 事務局 長	<p>それでは、協議事項4頁をお開き下さい。協議第15号「一部事務組合等の取扱い(その1)について」ご説明いたします。</p> <p>普通地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定により組合を設けることができます。これを一部事務組合と申しますが、分類といたしましては、一部事務組合、広域連合等に分類され、一部事務組合は、法律上特段の制限はございませんが、病院、消防、ゴミ処理施設の設置等を目的に設置されております。四町が新設合併を行い、新市の設置があった場合には、現在の各町の法人格は消滅することになります。このため、四町又はこのうちいずれかの町が他の市町村と地方自治法第284条の規定に基づいて設置している一部事務組合について、当該一部事務組合を構成する市町村と協議をする必要があることから、その取扱いについて本協議会において審議をお願いするものでございます。また、その他で四町が団体の設置について関与しているものや法的根拠があるもののうち、統合しなければならないもの、統合の必要があるものについても、この一部事務組合等の取扱いという協定項目の中でご協議を願うこととなります。今回その1といたし</p>

まして、安芸郡町村税等滞納整理組合、広島県市町村公務災害補償組合、広島県市町村職員退職手当組合、地方公務員災害補償基金広島県支部、広島県市町村職員共済組合、公平委員会事務の取扱いについて提案させていただきました。なお、別冊資料集の2頁から8頁に各団体の概要を掲載しておりますので、また後ほどご覧いただきたいと存じます。

まず、広島県市町村公務災害補償組合、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村職員共済組合及び地方公務員災害補償基金広島県支部について、四町とも加入しておりますので、合併の日の前日をもって当該組合及び団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入することとするのが適当であると思われます。次に、安芸郡町村税等滞納整理組合でございますが、現在江田島町のみが加入しております。合併後は、安芸郡町村会より脱退となりますので、自動的に脱退となります。なお、能美3町では、広島県西部広域行政組合において、8町村で町村税等の滞納整理に関する事務の共同処理を行っておりますが、平成14年度から滞納整理に関する共同処理を廃止する方向で検討していると聞いております。また、広島県西部広域行政組合につきましては、一部事務組合等の取扱い(その2)で後日ご協議をいただきたいと思っております。

最後に公平委員会事務の取扱いについてでございますが、都道府県とか規模の大きな指定市には人事委員会を置くようになっております。又、人口が15万人以上の市で指定都市以外の市については、人事委員会又は公平委員会を置くようになっております。15万人未満の市町村については、公平委員会を置くこととなっております。公平委員会を置く場合ですが、地方公務員法の第7条第4項で、他の団体へ事務委任が出来るということになっております。現在のところ、広島県内のすべての市で、それぞれの自治体で人事委員会又は公平委員会を設置しておりますが、四町の合併後、すぐに公平委員会を設置するには、財政的にも事務的にも無理があると思われますので、各町が広島県との間で結んでいる「公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託する。」と提案させていただきました。

以上で協議第15号「一部事務組合等の取扱い(その1)について」の説明を終わります。

平 口 会 長

以上でございます。ご意見ご質問等ございましたら遠慮なく

	<p>どうぞ。 ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
丸 上 委 員	<p>沖美町の丸上と申します。安芸郡の滞納整理組合は合併をもって脱退するということですが、新しい新市になって滞納整理組合については、どこかに加入するとか、改めて組合をつくるとか、そういう計画はあるのですか。</p>
出口事務局長	<p>お答えいたします。県下の市の場合は滞納整理は全部その市の中で処理しております。従いまして、四町合併しまして市になれば、今度は市の中で滞納整理についてもやっていくことになると思います。</p>
平 口 会 長	<p>よろしゅうございますか。 他にございませんか。 別に無いようでございますので、協議第15号はご提案のとおりにご承認いただいたものとしたしまして、決したいと存じます。 次に、協議第16号「広聴広報関係事業の取扱いについて」をご提案申し上げます。事務局より説明してください。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議事項5頁をお開き下さい。協議第16号「広聴広報関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。別冊資料集の9頁をご覧ください。 まず、広報紙についてでございますが、ご覧のとおり、沖美町が年に6回程度発行しており、他の3町は毎月発行しておりますが、配布方法につきましては、各町ともまちまちでございます。市町村の状況を住民の方々が知るうえで、あるいは情報等を得る手段として、広報紙は貴重なウェイトを占めておりますので「広報紙については、毎月発行とし発行日、配布方法については、合併時に調整する。」と提案させていただきました。 次に、町内放送でございますが、現在、防災行政無線放送により住民の方々に対し、防災に関する情報や、行政活動に関する情報を提供しております。合併後も住民サービスの一環といたしまして、続けていくこととなります。したがって、「防災行政無線放送については、当面の間現行どおりとし、新市において調整する。」と提案させていただきました。相談業務につきましては、現在、心配ごと相談・行政相談・人権相談及び法律</p>

	<p>相談については四町が実施しております。これらにつきましては、住民サ - ビスの低下を招かないよう「相談業務については、新市において現行の相談業務が実施できるよう調整する。」と提案させていただきました。</p> <p>以上で協議第16号「広聴広報関係事業の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>以上でございます。ご意見ご質問等ございましたら、ご発言ください。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
吉本委員	<p>広報紙の配布方法でございますが、町の下部組織と申しますか、協力組織と申しますか、各町によってまちまちではないかと思っておりますが、これの調整は今までの慣習もございまして、大変な事になるのではないかと申しておりますが、その点のお考えは。</p>
出口事務局長	<p>全く、おっしゃるとおりでございます。今の配布方法はそれぞれの町で異なっております。それで、先ほども申し上げましたように新市になった時点でそういうものについて、調整していきたく思っております。</p>
平口会長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
山中委員	<p>沖美町の山中と申します。この相談業務ということについてでございますが、最近では地域におきましても、かなり専門的な知識を要するような事柄が非常に増えております。そのような事からしまして、新市におかれましては、顧問弁護士さんというのですか、まず、普通素人がこういう問題はどのような弁護士さんへ相談すればいいのか、まず、それが分かり難いのが現状でして、そのへんの費用がかかると申すのですが十分にご配慮いただきますようお願い申し上げます。</p>
出口事務局長	<p>先ほどは、法律相談のことが主なご質問だったと思うのですが、別冊資料集の9頁の一番下に法律相談という欄がございます。それを見ていただきますと、現在、江田島町では年2回5月と11月。能美町では年2回5月と10月。沖美町では年1</p>

	<p>回。大柿町では偶数月第3月曜日となっているようでございます。江田島・能美・沖美の三町につきましては、顧問弁護士さんが来て相談業務にあたっておられるようでございます。大柿町の場合は、大柿町出身の弁護士さんが、奉仕で偶数月に来ていただきまして町民の方々の相談にのっていただいているような実態でございます。</p>
江口委員	<p>今の時代に、無料でやってくれるということは、その裏がある。それも考えなければ。これもあと僅かであろうけれど、よく考えて、弁護士とって無料でやってくれるほどの慈善家はいない。よく考えて事を進めていくように。黙っていようと思っていたのだが、どこかでひっかかる。</p>
出口事務局長	<p>今の実態をご説明させていただきました。</p>
平口会長	<p>そのほか、ございませんでしょうか。 はいどうぞ。</p>
田中委員	<p>大柿の田中ですが、この相談業務の回数の事ですけど、江田島町と少ない他の町と比べると1回いうところと24回という回数でいうと、極端なひらきがあるのですけれど、相談業務については新市において現行の相談業務が実施できるように調整するという文言なのですけれど、現行のとおり調整することは、最低1回以上ということと思いますが、その回数について新しい市になりますと、旧江田島町は24回開くのに旧沖美町は例えば1回とか2回とかということでは、新しい市になって整合性がないと思うのですけれど、これは回数を含めて相談するという内容でしょうか。</p>
出口事務局長	<p>回数も含めまして、旧四町で実施しました相談業務につきましては、新市において調整していきたいと思っています。</p>
田中委員	<p>そうすると、一番多い江田島は年24回相談業務があります。一番少ないのは能美沖美で年1回しかありません。これを例えばサービスを向上させるために、一番多い江田島町に揃えとなると相当な努力が必要だと思いますけれども、これからの調整課題として、よく検討していただいて、同じ市の中で旧沖美町は3回しかないとか、旧江田島町は20回あるとかいうことのないようによく検討して、決定していただきたいと思います。</p>

<p>出口事務局長</p>	<p>以上です。</p> <p>おっしゃる意見を十分に考慮して検討していきたいと思っております。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>その他、ございませんか。</p> <p><はい></p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>ないようでございますので、協議第16号につきましては、ご提案申し上げましたとおり、ご承認いただいたものとして、決したいと存じます。</p> <p>次に、協議第17号「納税関係の取扱いについて」をご提案申し上げます。案の説明を願います。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>それでは、協議事項の6頁をお開き下さい。協議第17号「納税関係の取扱いについて」ご説明いたします。</p> <p>この項目については、納税貯蓄組合に対する補助金について提案させていただいております。別冊資料集の10頁をお開き下さい。</p> <p>そこには、納税貯蓄組合法の抜粋を添付しておりますので、その内容を掻い摘んでご説明させていただきます。まず、納税貯蓄組合の定義から申し上げますと、納税貯蓄組合法第2条で「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄の斡旋、その他、当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とするとうたわれており、補助金の交付につきましては第10条で国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができるものと定めておりますが、補助金の額は組合が使用した事務費の額を超えてはならないと規定されております。全国的な傾向といたしまして、多くの地方公共団体で納期内納付額の一定割合を完納報奨金として組合に交付しているようでございます。現在、江田島町を除く三町が組合に対し補助金を交付しております。納税貯蓄組合が組織されました当初は、各戸を回って積立金を集め一括納入をしておりましたが、最近ではプライバシ - 保護の問題や金融機関で</p>

	<p>の口座振替の普及により、事務費を必要とするような作業が減っております。このような状況を踏まえつつ、「納税貯蓄組合への補助金については、納税貯蓄組合法に基づくものとする。」と提案させていただきました。</p> <p>以上で協議第17号「納税関係の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>以上でございますが、ご発言やご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
辻井委員	<p>この納税組合というのは、今、江田島町ではやっておられない、あとの三町ではやっておられるということですが、巷の噂で話をしてはいけないのですが、旧態以前とした組合は残っている。しかし、先ほどおっしゃったようにプライバシーとか口座振替とかというようなものが言われ始めた現在、結局機能していないのではないかと思われる節があるのです。しかし、補助金は出している。そのあたりは三町でどのようにお考えになっているのか。これをまた、新市になってこのままを引き継いでいくのかどうかということ。そうでなく、もう一度原点に戻って法に基づいた組合を作らせていくのか、そこらの面が、我々町民サイド、町民から選ばれた委員として合点がいかないところがあるのですが、そこらあたりの実情はどうでしょうか。</p>
出口事務局長	<p>それでは、お答えいたします。現在、能美町では能美町納税貯蓄組合法施行規則という規則を設けて行っております。沖美町におきましては、沖美町納税貯蓄組合補助金条例、大柿町におきましては、大柿町納税貯蓄組合補助金条例を定めて先ほど申しました補助金を交付しております。現在、能美町では2団体ございます。沖美町では36団体、大柿町では7団体でございます。この度ご提案いたしましたのは、先ほど申し上げましたように、納税貯蓄組合法に基づいて補助金を交付していくということでご提案させていただきました。以上でございます。</p>
平口会長	<p>付け加えて申し上げますと、納税貯蓄組合法に基づいた補助金ということになると、今まで、三町で出しておりました補助金は該当しないということになるのではないかと思います。といたしますと、ここに掲げておりますのは、あくまで、法に基</p>

	<p>づいた補助金であれば支給をしましよと、新しい市になってもそのようにいたしますということでございますので、ご趣旨に合うのではないかと考えております。</p>
<p>中 下 委 員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>これは、所得税の預り金をプールするための組合ということですか。江田島町では、そういった補助金を出していないということなので、江田島町ではそれは、どうやられているのかなと思ひまして。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>これは、所得税だけではございませぬ。所得税もでございますが、町県民税、固定資産税全部町税を含めてございませぬが、納税貯蓄組合法に基づいて交付するように、今回は提案しておりますが、江田島町の場合は納税貯蓄組合法に関する町の条例を廃止してございませぬので、納税貯蓄組合がないということでございませぬ。</p>
<p>中 下 委 員</p>	<p>なしで、済むようなシステムがあるのなら、なしのほうがいいのではないかと申すのですが。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>今まで、納税貯蓄組合を設けた趣旨から申しますと税をみやすく納めていただくということで、そういう組織を設けて組織の力で完納を目指してやっていたというところでございませぬ、できた当時から随分時間も経ってまいりまして、口座振替等もたんだん多くなっておりますので、先ほど説明いたしましたように法に基づいた団体については、今後も補助をしていくということで、今回提案させていただきます。</p>
<p>中 下 委 員</p>	<p>よく、分からないのが、もう機能しなくなっている団体とかそのようなものを、振替とかそういったもので、動いているものに、なぜ、そういった組織だけを新市になるときに、まだ残していくのかなということ。一理を残すのに一害を残すといった言葉がございませぬように、要らなくなったものをわざわざ残していく意味が分からないのですが。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>先ほどの、納税組合法第1条に目的がございませぬが、この法律の目的が納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講</p>

	<p>じるといふことで、その健全な発達を図り、もって租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。という目的が書いてありますが、これは、あくまでも任意に組織された団体でございます、そういう任意で組織された団体につきましては、育成していくといふことで法的にも認められておりますので、そういう法に基づいた任意の団体であれば補助をしていくと、新市になっても補助をしていくといふことで、ご理解いただきたいと思ひます。</p>
江口委員	<p>曖昧なのだ今の答弁といふのは。もう、この組織が出来てから何十年。今は先ほども言っていたように、振替納税がきくような時代になって、だったら集める必要がなくなったのではといふ発言もでてくるわけだ。だから、ほどほどに考えながらここら辺りで納税組合といふものの廃止にいくか、あるいは、それに代わる方法を講じていくか、そこらは十年一日の如じゃ地方自治体の人達は何をしているのかと一般の人は言う。絶えず前向きでない。私が言い始めるとみんな苦い顔をしているけれど。これは本当なの。</p>
吉本委員	<p>納税組合法がある以上はそれに該当する団体があれば、それは補助金を出さないといふことは出来ないのでしょうか。</p>
江口委員	<p>それは、廃止をする方向へもっていったらどうかといっているの。</p>
吉本委員	<p>納税貯蓄組合法といふ法律がある以上はそれに該当する団体があれば、行政側として当然補助金を出す。納税組合法が無くなったのなら、言われるようなことになると思ふ。納税貯蓄組合法がある以上はそれに該当する組織があれば出さないといけない。</p>
江口委員	<p>ここらあたりで、整理していったらどうか。</p>
中下委員	<p>先ほどの、発言に対してですがこの第10条に補助金といふものは交付することができるといふことであって、必ずしも交付しなければならないとは書いてないと思ひます。江田島町において、交付していないのなら新市になるに及んで、一層そういうものは廃止した方がいいのではないかと思ひます。</p>

平口会長	<p>先ほど、申し上げましたように、現在、存在している組合でも、ここに掲げておりますような貯蓄組合法に基づく助成、補助はほとんど該当しないというのが実態です。それを無理やりこじつけた形で補助を出していたわけですが、今度は法に基づいたもの以外はしないということですから、先ほど中下さんが申し上げたように、実態的には補助金は出ないような形になるわけです。ただ、先ほどお話がありましたように法律がありますので、法律の建前がありますので、法律に基づいた補助は出しますと統一したらどうかということでございます。ご理解をいただきたいと存じます。</p>
中下委員	<p>私の言いたいのは、10条に書いてある文言は交付することができるのである。交付することができる。しなくてもいいともとれる。江田島町でも交付していないという事実があるならば時代が、そのように銀行でも店舗を持たないでもできるという時代ですからそういったものは、もう無しにしていくべきではないかと思うのです。</p>
平口会長	<p>助役さんのほうで何か意見があれば発表してください。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
松井オブザーバー	<p>色々この点は、協議したのですが江田島町ではその実体がないから法律を廃止している。能美沖美大柿については、まだそのような実体があるから現在でも助成金の措置があるということで、今度は新市になった場合には、法律に基づいたやり方でやりたいということで、今日はお願ひしています。</p>
平口会長	<p>しばらく休憩します。休憩の間に討議してみてください。</p> <p><休憩5分30秒></p>
平口会長	<p>再開いたします。どうぞお席へついて下さい。</p> <p>ご理解いただけましたでしょうか。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p><はい></p>

<p>平 口 会 長</p>	<p>では、協議第 17 号はご提案申し上げましたとおりご承認いただいたものと決めます。</p> <p>続きまして協議第 18 号「防災関係の取扱いについて」をご提案いたします。事務局より説明してください。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>それでは、協議事項 7 頁をお開き下さい。協議第 18 号「防災関係の取扱いについて」ご説明いたします。別冊資料集の 11 頁をご覧ください。</p> <p>災害対策本部、防災会議、地域防災計画につきましては、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るため災害対策基本法により、設置、策定等をするものでございます。まず、災害対策本部についてでございますが、市町村の地域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、防災の推進を図るため設置するものでございます。防災会議の役割につきましては、地域防災計画を作成しその実施を推進し、万が一災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集するようになっております。地域防災計画とは、防災会議あるいは市町村が作成することとされており、主な内容といたしまして、市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び区域内の公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定めたり、防災施設の新設、改良、防災のための調査研究及び訓練、その他、災害予防について具体的な計画を策定するものでございます。これらにつきましては、現在四町とも設置、策定がなされておりますが、合併時に災害が発生いたしましても、迅速な対応が出来るように、その対応策や体制組織等の方針をあらかじめ定め、災害に対して万全を期すということで「防災については災害時の対応に支障をきたさぬよう、合併までに基本的な方針を確立する。災害対策本部、防災会議については、合併時に新たに設置する。地域防災計画については、新市において速やかに策定する。」と提案させていただきました。</p> <p>以上で協議第 18 号「防災関係の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>以上でございます。ご質問ご発言等お願いいたします。よろしゅうございますか。</p> <p><はい></p>

出口事務局長

では、協議第18号におきましては、ご提案申し上げたようにご承認いただいたものとして決めます。

次は、協議第19号「新市建設計画の策定方針について」を議題といたします。案の説明を願います。

それでは、協議事項8頁をお開き下さい。協議第19号「新市建設計画の策定方針案について」ご説明いたします。

本案は、今後新市建設計画を策定していくにあたりまして、その策定方針について確認をお願いするものでございます。別冊の資料集12頁をお開き下さい。まず、新市建設計画の内容並びに位置付けは、次のとおりでございます。市町村の合併の特例に関する法律第3条の第1項により、合併しようとする市町村は合併協議会において、市町村建設計画を作成することとされております。合併特例法では第5条第1項により新市建設計画に盛り込むべき事項として、次の4つを例示しております。一点目といたしまして、合併市町村の建設の基本方針。二点目といたしまして、合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項。三点目といたしまして、公共的施設の統合整備に関する事項。四点目といたしまして、合併市町村の財政計画でございます。計画の位置付けといたしましては、一点目といたしましては、新市の将来進むべき方向を示すものですが、より詳細かつ具体的な内容は、新市において作成する長期構想及び実施計画等に委ねられます。二点目といたしまして、江田島町、能美町、沖美町、大柿町の総合計画、実施計画等の内容を十分見極めたうえで、新市に必要と考えられる事項を盛り込むものでございます。次の頁に、先進事例として兵庫県篠山市と香川県東かがわ市の具体例を載せております。14頁に建設の基本方針の一項目、15頁には主要事業の一部、16頁に公共的施設の統合整備に関する項目の内容を例示しております。財政計画は、両市とも期間を10年間としております。また、17頁には、新設合併として篠山市と東かがわ市、編入合併として茨城県鹿島市のそれぞれの建設計画の各項目を表にして載せております。なお、右端に今年3月に作成しました江能四町合併調査検討業務報告書の項目の中で類似する部分を挙げております。

それでは、新市建設計画の策定方針の協議案についてご説明いたします。協議事項の8頁へ戻っていただきたいと思っております。「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併協議会にお

いて作成することが義務付けられている合併市町村の建設に関する基本的な計画すなわち新市建設計画では、次のような策定方針で臨むものとする。一点目といたしまして、本計画は、江田島町、能美町、沖美町、大柿町の合併後の新市建設を、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、四町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう適切に配慮して策定する。二点目といたしまして、本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成14年度から平成23年度までの10か年に係るものとする。なお、最終的な合併の期日が決まり次第、期間の修正をする。三点目といたしまして、新市建設計画の策定に当たっては、平成13年3月に作成の江能四町合併調査検討業務報告書をベースにして、以下の項目を取り入れて策定する。一点目といたしまして、10か年度以降の将来をも展望した長期的視野に立つもので、新市の将来進むべき方向を明確に定めたものとする。二点目といたしまして、公共的施設の統合整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、さらに財政事情を考慮したものとする。三点目といたしまして、財政計画は、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにする。

以上、簡単ではございますが、協議第19号「新市建設計画の策定方針案について」のご説明を終わります。

平 口 会 長

以上でございますが、この策定方針に基づいて、今後事務的に対処して建設計画案ができました際には、当然この会でご審議いただくことになろうかと思っておりますが、策定方針についてのご意見を頂戴いたしたい、このように存ずるしだいでございます。

ご意見ご質問等ございましたらご発言下さい。

はい、どうぞ。

道 口 委 員

ここの協議案の中の2の中で計画年次ですが、主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画、これは10か年計画になっているようですが、そのうち財政計画につきましては、ご承知のように我が国の経済の見通しが非常に不安定の中で10年計画は極めて困難だと思うのですが、その点いかがでしょうか。これが中期的な5年ぐらいのものならばある程度の見通しは付

<p>出口事務局長</p>	<p>くのではなかろうかと思えます。従いまして、10年計画を財政計画の10年計画をやられる場合、その手法はどのような方法でやられるかお伺いしたいと思えます。</p> <p>お答えいたします。現在の状況をもとに推計をしていくということになるかと思えます。その推計によって計画を立てていきたいと思っております。</p> <p>建設計画は10年間策定するという事になっておりますので、その10年間に合わせた財政計画を10年間の推計をしていくということになるかと思えます。おっしゃられるように、今、こういう流動的な時代でございますので推計によって作成させていただきたいと思えます。</p>
<p>平口会長</p>	<p>ただ現在の制度によって、現在の制度が10年間先も続くという見通しで、とりあえず作っていく、そうならざるをえないと思えます。ご理解いただきたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>辻井委員</p>	<p>沖美町の辻井でございます。案の3です。13年の3月に作成された江能四町合併調査検討業務報告書をベースにして建設計画を作成していくということが掲げてございます。僭越ですが沖美町には町長もおられ議長もおられ副議長、議員さんも来ておられます。その中で、私がこういう事を言うことは僭越ですが、沖美町は総合計画実施計画を今月位に策定されるのではないかと思います。そうしますと13年の3月に策定された時点の沖美町の総合計画実施計画よりは、ちょっと修正された面が多々あるのではなかろうかと思えます。そこらあたりの面をやはり報告書をベースにするのではなく、今からそういったようなものもこの策定の中に取り入れていただきたいと思います。どうぞでございますでしょうか。</p>
<p>谷本副会長</p>	<p>ご質問の事でございますけど、6月の定例会で、もうすぐなわけですが、この長期構想を出しますので私といたしましても沖美町の長期構想が一番あとから出来た長期構想で合併をにらんだ長期構想をやっておりますので、是非採用を三町にもしていただきたいと思います。ということでございます。</p>

辻井委員	よろしく、お願いいたします。
平口会長	<p>よろしゅうございましょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
山中委員	<p>沖美町の山中でございますが、最初に新市建設計画一番下ですが、新市に必要と考えられる事項を盛り込むものとするということですが、島の中、皆さんもご承知でしょうが非常に公共事業ハード的なものは非常に減っております。沖井先生もおられるので、失礼になるかもわかりませんが、土木事務所もどのようになるのか、いろいろと問題があるように思いますが、とにかく、取り込めるものは極力取っていただきたいというのが、強いお願いでございます。それと、最後はお金が無いというのが、役所の規律というか印籠を渡されるのですが、そのへんも市になれば大きくなりますし、交付税等も多少増えるのではないかと思いますので、できる限り大きい目で、市になれば大きい事業もあってお金もかかるのは分かるのですが、なるべく仕事を増やしていただくようお願いを申し上げます。それと、消防関係など特に今は必要ないのだが、法律が厳しくなって、第一次産業等、特に今まで出来ていた行為ができなくなることが非常に想定され、例えばフロート等燃やしてはいけないと、そのようになるのではないかと思いますので、そのへんは弾力的に今の計画に無くても、追加といいますか要望がでたら、必要なものは取り上げていただくというお願いをしたいと思いますがいかがでございましょうか。</p>
平口会長	<p>ご趣旨は良く分かりますので、各町それぞれそうした思いがあるかと思えます。そうしたある程度各町のバランスと言いましょうか、バランスといっても平均的なものになってはいけないのですけれども、やはり、そうしたものも必要でございますので、そうした点もにらみ合わせながら作成してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>その他、ございませんか。 よろしゅうございますか。</p> <p><はい></p>

<p>出口事務局長</p>	<p>では、協議第19号「新市建設計画の策定方針案について」をご承認いただいたものとして決めます。</p> <p>次に、協議第20号「第4回合併協議会日程について」ご協議いただきます。案の説明をいたします。</p> <p>それでは、協議第20号「第4回合併協議会日程について」ご説明いたします。</p> <p>協議事項の9頁をお開き下さい。先月の会議でもお願いいたしましたように、原則として第1木曜日ということをお願いいたしておりますので、7月5日の木曜日、開催時刻につきましては午後2時30分ということをお願い申し上げたいと思います。場所は広島県大柿合同庁舎4階401この場所でございます。</p> <p>以上で、協議第20号「第4回合併協議会日程について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>梅比良委員</p>	<p>7月5日は広島で議長、副議長会議がある予定になっているのですが。</p>
<p>平口会長</p>	<p>できるだけ、早く帰っていただくということで、協議第20号は、お手元に差し上げておりますように決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。佐伯郡の正副議会議長さんの会があるそうですが、午前10時30分からと聞いておりますので、お帰りを少し早めにしていただきたいと思いますのでよろしく願いをいたしたいと存じます。では、協議第20号は原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、次第「(2)会議録署名委員の指名」について、第1回の協議会でご提案申し上げましたように、学識経験者の委員の中から、順番で、その都度選任させていただきたいと思いますので、今回におきましては、江田島町の向井委員さん、それから能美町の平岡委員さんに議事録署名人としてお願いを申し上げたいと存じます。よろしく願いを申し上げます。</p> <p>最後に資料としてお渡ししております「財産及び債務の取扱いの総括表について」と「先進地視察研修資料について」を事務局より説明させますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。</p>

出口事務局長

存じます。

それでは、別冊資料の18頁をお開き下さい。

前回の協議会で提出しました「財産及び債務の取扱いについて」の添付資料がわかり難いとのこと指摘がありまして、1枚にまとめて欲しいとの要望がありましたので、今回、総括表平成11年決算を提出させていただきました。

まず、始めに、一般会計と特別会計の歳入・歳出決算額を、次いで財産として、土地・建物を行政目的のために供される行政財産とそれ以外の普通財産に分類しております。出資金は、それぞれの総額を記載しております。基金のうち、財政調整基金は将来における財政の健全な運営に資するため、減債基金は将来における地方債の償還費に充てるための財源としてそれぞれ積み立てる基金で、税収入と同様の一般財源扱いとされています。地方債は、地方公共団体が必要な財源を調達するために行った長期の借入れです。本表では、普通会計債と事業会計債及び企業会計債に分類しております。事業会計や企業会計は、交通や下水道などの特定の事業を行うための目的で設置され、その経費は当該経営に伴う収入、例えば運賃や下水道使用料をもってこれに充てなければならないとされております。長期借入金である事業会計債や企業会計債も、当該収入をもって返済することになります。債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為につき、その行為の内容を定めておくもので、表には四町の平成12年度以降の支出予定額とその財源内訳中に占める一般財源及び最長設定期間を示しております。以上で財産債務の取扱い総括表の説明を終わります。

つづいて、「先進地視察研修」について、ご説明申し上げます。この度、6月29日(金)から30日(土)で、香川県の引田町・白鳥町・大内町合併協議会の視察研修を計画いたしましたところ、四町の町長さん並びに各委員さん、事務局及び各町の準備室職員を含めまして34名の申込みがありました。大変お急がしい時期にありがとうございました。この度、参ります協議会は、お手元に広報誌「さんみらい」をお配りしておりますように、5月30日合併協定調印を行い6月1日に三町の臨時議会で合併関連議案を可決いたしましたして、平成15年4月1日に「東かがわ市」の施行に向けて、ただいま準備を進めているところでございます。この度の視察用参考資料1といたしまして、この東かがわ市の合併協定書。資料2といたしまして、新市建設計画を委員さん全員にお配りいたしております。本協議

	<p>会の審議に活用していただきたいと思います。なお、視察に参加されます委員さんには、時間が取れましたら内容をご検討いただきまして、視察時に持参していただきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。なお、後日詳しい視察日程につきましては郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上で「先進地視察研修資料」についての説明を終わります。</p> <p>それから、先ほど「地方税の取扱い(その1)」につきまして、前納報奨金の限度額10万円を超えるものがいくらかあるのかというご質問がございました。お答えさせていただきます。沖美町・能美町は該当ありません。大柿町は1件あるそうでございます。以上でございます。</p>
平口会長	<p>以上でございます。総括的にご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。あつく御礼申し上げます。</p>
土手班長	<p>長時間にわたりまして、ご協議をいただきましてありがとうございます。また、第4回の協議会は、7月5日午後2時30分からこの会場で開催させていただきますのでよろしくお願い致します。それでは、これをもちまして第3回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>
閉会	

以上、第3回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成13年 7月12日

委 員 向 井 忠

委 員 平 岡 透